

## 事業系一般廃棄物区分表

事業活動（商売）に伴って発生する産業廃棄物の搬入はできません。

1日の搬入量は300kg以下とする。

資源ごみ・粗大ごみ以外は指定袋に入れる。

個人が業者に委託して植木剪定、草刈等を行った場合の搬入は事業系扱いとする。

区分	種類	規格等	
可燃ごみ	生ごみ類	水分を切ること。	
	衣類・布類	長さ1m以内とする。	
	紙くず類	資源化できない紙類 紙又は紙加工業・新聞社・出版社業・製本業・印刷物加工業を除く。	
	木くず類	長さ50cm以下・太さ3cm以内とする。 木製品製造・家具製造・木材卸業・建設業（大工含む）より排出されるものを除く。	
	剪定枝・草類	草類は、大量の場合乾燥させること。	
	皮製品類	合成革製品は除く。	
不燃ごみ	空き缶類	飲料用の缶類で水洗いすること。	
	ビン類	飲料用のビン類でキャップをはずし水洗いすること。	
	ペットボトル	飲料用のペットボトルで、水洗いしキャップをはずし、ラベルをはがすこと。	
資源ごみ (紙類)	紙又は紙加工業・新聞社・出版業・製本業・印刷物加工業を除く。		
	新聞紙	束ねて紐で十文字に縛ること。	
	雑誌・本・チラシ	束ねて紐で十文字に縛ること。	
	ダンボール	束ねて紐で十文字に縛ること。	
	紙パック	水洗いし、開き束ねて紐で十文字に縛ること。	
粗大ごみ	可燃性	たんす等木製家具類	金属類ガラス類を取り除く。
		布団・毛布	電気毛布を除く。
		板・棒切れ類	直径15cm以下。
		マットレス	スプリングを除くこと。
		カーペット・畳	電気カーペットを除く。
		剪定枝・木製パレット	